

議案第 1 2 0 号

渋川地区広域市町村圏振興整備組合理約の変更に関する協理につ
いて

渋川地区広域市町村圏振興整備組合理約（昭和 4 6 年群馬県指令地第 1 4
6 号）の変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条
第 1 項の規定により、別紙のとおり渋川地区広域市町村圏振興整備組合組織
団体間において協理の上、定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定によ
り、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

渋川市長 星 名 建 市

理 由

ふるさと市町村圏基金を廃止するため、渋川地区広域市町村圏振興整備組
合理約の一部を変更しようとするものである。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合理約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、
渋川地区広域市町村圏振興整備組合理約を下記のとおり変更することについて協議する。

記

渋川地区広域市町村圏振興整備組合理約の一部を改正する規約

渋川地区広域市町村圏振興整備組合理約（昭和46年群馬県指令地第146号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とする。

第4章を削る。

第5章中第15条を第12条とする。

第5章を第4章とする。

第16条第2項を削り、第6章中同条を第13条とする。

第6章を第5章とする。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合規約の一部を改正する規約（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行								
（共同処理する事務） 第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 （1）～（8） （略） <u>（9）</u> （略） <u>（10）</u> （略）	（共同処理する事務） 第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 （1）～（8） （略） <u>（9） ふるさと市町村圏計画の策定及び事業の実施についての連絡調整</u> <u>（10） ふるさと市町村圏計画における活動事業の実施に関する事務</u> <u>（11） （略）</u> <u>（12） （略）</u> <u>第4章 ふるさと市町村圏基金</u> <u>（ふるさと市町村圏基金の設置）</u> <u>第12条 組合にふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。</u> <u>2 基金は、ふるさと市町村圏計画の振興整備のための事業に資することを目的とする。</u> <u>3 基金は、関係市町村からの出資及び県の助成金により設置する。</u> <u>関係市町村からの出資金 9億円</u> <u>群馬県からの助成金 1億円</u> <u>4 前項に規定する関係市町村の出資割合は、次表に定めるところによる。</u> <table><tr><td><u>区分</u></td><td><u>均等割</u></td><td><u>人口割</u></td><td><u>基準財政需要額割</u></td></tr><tr><td><u>割合</u></td><td><u>20%</u></td><td><u>50%</u></td><td><u>30%</u></td></tr></table> <u>備考</u> <u>1 人口割については、平成2年国勢調査人口を算出基礎とする。</u> <u>2 基準財政需要額割については、平成4年度の額を算出基礎とする。</u> <u>3 前項の場合で、事業費補正等により関係市町村の基準財政需要額に算入されるべきものが、事務処理上一部の団体に合算して算入される場合は、当該団体の基準財政需要額からこれによる増加分を減じた数値を用いる。</u> <u>（基金に属する財産の処分の制限）</u> <u>第13条 基金に属する財産のうち、関係市町村からの出資総額及び県からの助成金の合計額に相当する額は、これを処分することができない。</u>	<u>区分</u>	<u>均等割</u>	<u>人口割</u>	<u>基準財政需要額割</u>	<u>割合</u>	<u>20%</u>	<u>50%</u>	<u>30%</u>
<u>区分</u>	<u>均等割</u>	<u>人口割</u>	<u>基準財政需要額割</u>						
<u>割合</u>	<u>20%</u>	<u>50%</u>	<u>30%</u>						

第4章 組合の経費 第12条 (略) 第5章 財産の処分 (関係市町村の廃置分合に伴う組合財産の処分) 第13条 (略)	(出資相当額に対する関係市町村の権利) 第14条 組合が解散するときは、基金に属する財産は、出資割合に応じ、 関係市町村に帰属する。 第5章 組合の経費 第15条 (略) 第6章 財産の処分 (関係市町村の廃置分合に伴う組合財産の処分) 第16条 (略) 2 前項の組合財産を承継する存続団体等は、第12条に規定するふるさと 市町村圏基金に属する財産についても承継する。
--	--